

令和7年5月臨時会

総務委員会資料
(企画財政部)

秋田市市税条例の一部を改正する専決処分について

1 改正内容

(1) 二輪車の車両区分の見直し（軽自動車税）

原動機付自転車のうち、二輪のもので総排気量が125cc以下かつ最高出力が4.0kW以下のものに係る軽自動車税種別割の税額を現行の第一種原付（50cc以下）と同額の年額2,000円とする。（P4 第71条および第77条第2項）

現 行		改正後	
原動機付自転車の区分	税 額	原動機付自転車の区分	税 額
50cc以下 ※	2,000円/年	50cc以下 ※	2,000円/年
		125cc以下かつ最高出力4.0kW以下	2,000円/年
50cc超90cc以下	2,000円/年	50cc超90cc以下	2,000円/年
90cc超125cc以下	2,400円/年	90cc超125cc以下	2,400円/年
ミニカー	3,700円/年	ミニカー	3,700円/年

※特定小型原動機付自転車（電動キックボード等）を含む。

(2) 減免申請時のマイナ免許証の提示（軽自動車税）

マイナ免許証の運用開始に伴い、身体障害者等に対する種別割の減免を受けようとする者は、従来の運転免許証又はマイナ免許証を提示することとする。（P4～5 第77条第3項および第4項）

2 専決処分した理由

地方税法等の一部改正等に伴い、令和7年4月1日施行の改正項目について条例を改正する必要があったことから、専決処分としたもの

3 施行期日

令和7年4月1日

秋田市市税条例新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>目次 (略)</p> <p>第1条～第70条の7 (略) (種別割の税率)</p> <p>第71条 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 原動機付自転車</p> <p>ア 総排気量が0.05リットル以下のもの又は定格出力が0.6キロワット以下のもの (<u>ウおよびオ</u>に掲げるものを除く。) 年額 2,000円</p> <p>イ 二輪のもので、総排気量が0.05リットルを超え0.09リットル以下のもの (<u>ウ</u>に掲げるものを除く。) 又は定格出力が0.6キロワットを超え0.8キロワット以下のもの 年額 2,000円</p> <p><u>ウ</u> 二輪のもので、総排気量が0.125リットル以下かつ最高出力が4.0キロワット以下のもの 年額 2,000円</p> <p><u>エ</u> 二輪のもので、総排気量が0.09リットルを超えるもの (<u>ウ</u>に掲げるものを除く。) 又は定格出力が0.8キロワットを超えるもの 年額 2,400円</p> <p><u>オ</u> (略)</p> <p>(2) および(3) (略)</p> <p>第72条～第76条 (略) (種別割の減免)</p> <p>第77条 (略)</p> <p>2 前項第1号および第4号の規定によって種別割の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに、当該軽自動車等について減免を受けようとする税額および次に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする事由を証明する書類を添付し、これを市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 原動機の総排気量又は定格出力 (<u>第71条第1号ウ</u>に掲げる原動機付自転車にあっては、<u>原動機の総排気量および最高出力</u>)</p> <p>(6)～(8) (略)</p> <p>3 第1項第2号の規定によって種別割の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに、市長に対して、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条の規定により交付された身体障害者手帳(戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を受けていないもの)にあっては、戦傷病者手帳とする。以下この項において「身体障害者手帳」という。) 、厚</p>	<p>目次 (略)</p> <p>第1条～第70条の7 (略) (種別割の税率)</p> <p>第71条 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 原動機付自転車</p> <p>ア 総排気量が0.05リットル以下のもの又は定格出力が0.6キロワット以下のもの (<u>エ</u>に掲げるものを除く。) 年額 2,000円</p> <p>イ 二輪のもので、総排気量が0.05リットルを超え0.09リットル以下のもの 又は定格出力が0.6キロワットを超え0.8キロワット以下のもの 年額 2,000円</p> <p><u>ウ</u> 二輪のもので、総排気量が0.09リットルを超えるもの 又は定格出力が0.8キロワットを超えるもの 年額 2,400円</p> <p><u>エ</u> (略)</p> <p>(2) および(3) (略)</p> <p>第72条～第76条 (略) (種別割の減免)</p> <p>第77条 (略)</p> <p>2 前項第1号および第4号の規定によって種別割の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに、当該軽自動車等について減免を受けようとする税額および次に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする事由を証明する書類を添付し、これを市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 原動機の総排気量又は定格出力</p> <p>(6)～(8) (略)</p> <p>3 第1項第2号の規定によって種別割の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに、市長に対して、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条の規定により交付された身体障害者手帳(戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を受けていないもの)にあっては、戦傷病者手帳とする。以下この項において「身体障害者手帳」という。) 、厚</p>

生労働大臣が定めるところにより交付された療育手帳（以下この項において「療育手帳」という。）又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳（以下この項において「精神障害者保健福祉手帳」という。）および道路交通法第92条の規定により交付された身体障害者もしくは身体障害者等と生計を一にする者もしくは身体障害者等（身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。）を常時介護する者の運転免許証（以下この項において「運転免許証」という。）又はこれらの者の特定免許情報（同法第95条の2第2項に規定する特定免許情報をいう。次項において同じ。）が記録された免許情報記録個人番号カード（同法第95条の2第4項に規定する免許情報記録個人番号カードをいう。次項において同じ。）を提示するとともに、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して、提出しなければならない。

(1)～(4) (略)

(5) 運転免許証又は道路交通法第95条の2第2項第1号に規定する免許情報記録（以下この号において「免許情報記録」という。）の番号、運転免許の年月日、運転免許証又は免許情報記録の有効期限ならびに運転免許の種類および条件が付されている場合にはその条件

(6) (略)

4 前項の場合において、免許情報記録個人番号カードを提示したときは、当該免許情報記録個人番号カードに記録された特定免許情報を確認するために必要な措置を受けなければならない。

5 (略)

6 (略)

以下 (略)

生労働大臣が定めるところにより交付された療育手帳（以下この項において「療育手帳」という。）又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳（以下この項において「精神障害者保健福祉手帳」という。）および道路交通法第92条の規定により交付された身体障害者又は身体障害者等と生計を一にする者もしくは身体障害者等（身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。）を常時介護する者の運転免許証（以下この項において「運転免許証」という。）を提示するとともに、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して、提出しなければならない。

(1)～(4) (略)

(5) 運転免許証の番号、交付年月日および有効期限ならびに運転免許の種類および条件が付されている場合にはその条件

(6) (略)

4 (略)

5 (略)

以下 (略)

秋田市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に係る固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する専決処分について

1 改正内容等

(1) 改正内容

総務省令の一部改正に伴い、促進区域内における固定資産税の課税免除の対象となる施設の設置期限を令和7年3月31日から令和10年3月31日に延長する。(P7 第2条)

(2) 条例の概要

地域未来投資促進法に基づき、県知事等から地域経済牽引事業計画の承認を受けた事業者が、地域における経済活動を牽引する事業のための施設を設置した場合、固定資産税の課税免除を行う。

(3) 課税免除の内容

ア 対象資産

家屋又は構築物（償却資産）とその敷地である土地

イ 対象要件

① 家屋又は構築物（償却資産）とその敷地である土地の取得価額の合計額が1億円超（農林漁業関連業種の場合は5千万円超）であること。

② 県知事等の承認を受けた地域経済牽引事業計画に基づいた事業であること。

※ 着工前の承認が必要

③ 地域の成長発展の基盤強化に特に資するものとして主務大臣が定める基準に適合することについて主務大臣の確認を受けたものであること。

ウ 課税免除の期間

家屋等に対して新たに固定資産税が課されることとなった年度から3箇年度

エ 減収補填

地方交付税による75%の減収補填措置があり、総務省令で対象設備の要件等を規定

2 専決処分した理由

総務省令の一部改正に伴い、課税免除の対象となる施設の設置期限を令和7年4月1日以後に延長するよう条例を改正する必要があることから、専決処分としたもの

3 施行期日

令和7年4月1日

秋田市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化
に係る固定資産税の課税免除に関する条例新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>第1条 (略) (課税免除の要件等)</p> <p>第2条 市長は、法第4条第6項の規定による地域経済牽引事業の促進に関する基本的な計画の同意の日(以下「同意日」という。)から令和10年3月31日までに、承認地域経済牽引事業のための施設のうち地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第二十六条の地方公共団体等を定める省令(平成19年総務省令第94号)第2条に規定する対象施設を法第4条第2項第1号に規定する促進区域内に設置した承認地域経済牽引事業者について、当該対象施設の用に供する家屋もしくは構築物(当該対象施設の用に供する部分に限るものとし、事務所等に係るものを除く。)又はこれらの敷地である土地(同意日以後に取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋又は構築物の建設の着手があった場合における当該土地に限る。) (以下「適用対象施設」という。)に対して課する固定資産税の課税を免除する。</p> <p>2 (略) 以下 (略)</p>	<p>第1条 (略) (課税免除の要件等)</p> <p>第2条 市長は、法第4条第6項の規定による地域経済牽引事業の促進に関する基本的な計画の同意の日(以下「同意日」という。)から令和7年3月31日までに、承認地域経済牽引事業のための施設のうち地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第二十六条の地方公共団体等を定める省令(平成19年総務省令第94号)第2条に規定する対象施設を法第4条第2項第1号に規定する促進区域内に設置した承認地域経済牽引事業者について、当該対象施設の用に供する家屋もしくは構築物(当該対象施設の用に供する部分に限るものとし、事務所等に係るものを除く。)又はこれらの敷地である土地(同意日以後に取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋又は構築物の建設の着手があった場合における当該土地に限る。) (以下「適用対象施設」という。)に対して課する固定資産税の課税を免除する。</p> <p>2 (略) 以下 (略)</p>